

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日、
がとぎ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 土地改良事業の認可申請の適否の決定(五件) (農村整備課)
- 土地改良事業の認可(〃)
- 国土調査の成果の認証(〃)
- 保安林の指定の解除(造林課)
- ◇ 公安告示 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞(防犯少年課)
- ◇ 公 告 行政書士試験の合格者(地方課)

告 示

鳥取県告示第四十一号

東伯町が行う土地改良事業(団体営農道整備事業八橋地区農道整備)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭

和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年一月二十三日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十二号

倉吉市が行う土地改良事業(農村総合整備モデル事業津原地区農業用排水)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年一月二十三日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十三号

倉吉市が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業津原地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年一月二十三日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十四号

佐治村が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業上佐治（河本）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年一月二十三日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十五号

佐治村が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業上佐治（尾蔭）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年一月二十三日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業木原地区区画整理）を昭和六十三年一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | | | |
|------------|-----------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 調査を行つた者の名称 | 調査を行つた時期 | 成果の名称 | 調査を行つた地域 | 認証年月日 |
| 福部村 | 昭和六十一年度及び昭和六十二年 | 福部村(大字湯山の一部)の地籍図及び地籍簿 | 岩美郡福部村大字湯山の一部 | 昭和六十三年一月十八日 |

鳥取県告示第四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十三年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市湖山町北六丁目三五七
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

昭和六十三年一月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十三年二月三日 午後一時

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室(鳥取県庁本庁舎七階)

二 被聴聞者の住所及び氏名

東伯郡羽合町大字上浅津二四八―一三

三輪澄枝

公 告

昭和62年10月25日に実施した昭和62年度行政書士試験に合格した者は、

次のとおりである。

昭和63年1月22日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | | | |
|----|---|---|---|---|
| 雄子 | 夫 | 幸 | 行 | 良 |
| 康陽 | 民 | 博 | 以 | 晃 |
| 野井 | 内 | 中 | 立 | 晃 |
| 佐藤 | 大 | 河 | 内 | |
| | 田 | 足 | 高 | |
| 志尋 | 朗 | 志 | 久 | |
| 仁千 | 俊 | 太 | 弘 | 方 |
| 口場 | 賀 | 中 | 佐 | 田 |
| 寺南 | 石 | 田 | 岩 | 森 |
| 男和 | 子 | 夫 | 生 | 彦 |
| 富賢 | 英 | 秀 | 真 | 伸 |
| 立内 | 田 | 岡 | 村 | 測 |
| 足竹 | 植 | 片 | 下 | 田 |
| | | | | 中 |